

# 行動計画案（めざす社会と基本的視点）

## 1 めざす男女共同参画社会

次期男女共同参画推進行動計画（令和 5 年～令和 14 年）

### 「多様な生き方が選択できる 誰もがいきいきと輝ける社会へ」

「多様な生き方が選択できる」は条例第 3 条第 1 項第 2 号「自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会」と同調

#### 【参考】

新男女共同参画推進行動計画（平成 25 年～平成 28 年）

「ささえあって 輝いて あなたもわたしも 未来に向かって」

新男女共同参画推進行動計画改定版（平成 29 年～令和 4 年）

「男女が共に、家庭や地域、職場等に支えられながら、多様な生き方や働き方を実現できる、豊かで活力あふれる社会」

## 2 基本的視点

次期男女共同参画推進行動計画（令和 5 年～令和 14 年）

### ・ 人権の尊重

性別による差別的な扱いを受けず、一人ひとりの人権が尊重されること

### ・ ジェンダー平等の推進

固定的な性別役割分担を前提とする社会のシステム慣行を見直し、あらゆる社会活動に皆が平等な立場で参画できること

### ・ 女性のエンパワーメントの促進

女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力をもった存在になること

#### 【参考】

新男女共同参画推進行動計画改定版（平成 29 年～令和 4 年）

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) あらゆる分野での男女のパートナーシップの尊重
- (3) 女性が力をもった存在になること（エンパワーメント）の促進
- (4) あらゆる分野における女性の活躍推進と働き方改革